

令和7年度事業計画

佐賀県獣医師会

〔1〕 事業実施方針

定款第3条及び第4条に基づき、獣医学術及び技術の振興及び普及、獣医師道の高揚等を図り、動物に関する保健衛生及び愛護精神の向上、安全安心な畜水産食品の生産振興、人の公衆衛生の向上、社会福祉の増進、自然環境の保全に寄与することを目的として、次の事業を推進する。

〔2〕 事業計画

I 公益目的事業

公1：人と動物が共生する社会環境の健全な発展を目的とする事業

本事業は、県民と動物が心豊かに暮らせる社会環境を整えることを目的として次の事業を実施する。

1 公衆衛生及び社会福祉増進事業

狂犬病予防等の人と動物の共通感染症の発生を予防し、その知識の普及・啓発による公衆衛生の向上及び社会福祉の増進を目的とする事業を実施する。

（1）狂犬病予防注射事業

犬に対する予防注射接種を徹底し集団免疫力を高め、犬からの本病の感染防止を図るため、厚生労働省局長通達に基づき、県・市町と獣医師会が連携して狂犬病の予防注射を実施する。

1) 集合注射

狂犬病予防法に基づき、県内の市、町では毎年4月から6月までの間に指定場所においての注射が計画され、その予防接種を獣医師会が担い事業としてその任務を果たします。

2) 個別注射

接種率の維持及び向上を図るため、集合注射を受けることができなかった犬や新規飼育等による未接種犬などに対し、会員動物病院において狂犬病予防注射を年間通じて実施する。

（2）狂犬病予防啓発事業

1) 本会としての啓発活動

狂犬病予防の啓発を目的として、毎年4月から6月までの狂犬病予防月間に「狂犬病予防及び法令遵守」について、新聞等のマスコミを利用した広報を実施し、県や市・町と連携して、本会作成のポスターやチラシを行政機関の窓口で配布する。また、人と動物の共通感染症については、厚生労働省、農林水産省や公益社団法人日本獣医師会等から情報を収集し、会員動物病院でポスターの掲示やチラシを配布するとともに、本会ホームページに掲載し、普及啓発活動を実施する。

2) 会員獣医師を通じた啓発活動

人と動物の共通感染症の予防や正しい知識の普及啓発を目的として、ポスターの掲示やチラシの配布を行うとともに、動物飼育者に対し狂犬病予防の正しい知識について指導するなど、積極的に普及啓発活動を実施する。

2 動物愛護普及啓発事業

動物愛護及び管理に関する法律に基づき、県民の動物愛護思想の普及啓発と定着化を目的として、専門家である獣医師集団である本会が動物の正しい飼い方等の普及啓発に努めるとともに、人と動物が安心して心豊かに暮らせる社会環境の整備のため、以下の事業について取り組みを行う。

(1) 動物保護管理推進事業

1) 動物愛護フェスティバルの開催

家庭飼育動物が増加している中で、その習性や正しい飼育方法の周知、愛護・保護精神の育成等を普及・啓発することを目的として、佐賀県等と共催による「動物愛護フェスティバルさが」を開催し、広く県民に啓蒙・普及を図る。

ア 動物愛護フェスティバル実施事業

本会担当でペットなんでも相談（家庭飼育動物の飼育・健康相談に対する会員獣医師の指導・助言）、優良飼育者の表彰（犬、猫等の優良飼育者の表彰）、人獣共通感染症等のパネル等展示、動物ふれあい等を行う。

また、佐賀県主催による、犬と猫の譲渡情報の掲示、動物図画コンクール優秀作品の展示や動物の訓練等の実演イベントの実施に協力する。

2) 休日当番獣医師制度の運用

適切な動物の保護・管理を目的として、休日における動物飼養者の利便に対応するため、休日当番医制度を運用する。

新聞に休日在宅獣医案内を掲載するとともに、「動物病院の休日当番」案内専用フリーダイヤルを開設し、飼育動物の緊急の疾病等に対応する。

3) 小動物診療相談窓口の設置

犬、猫等の小動物のペットの動物病院での診療に関する県民の相談に対応するため、本会に「小動物診療相談窓口」を開設し、診療に関する相談や診療報酬や獣医事全般の相談を受け付ける。

(2) 犬猫避妊等手術助成事業

1) 犬猫避妊手術助成事業

適切な飼育方法の普及・啓発、飼育できなくなって処分される不幸な犬や猫を少なくするため、雌犬・雌猫の避妊手術を希望する飼養者に対して、動物病院で手術を受けた場合に、費用の一部を本会が助成する。

2) 譲渡犬猫不妊去勢手術助成事業（佐賀県委託事業）

適切な動物の保護・管理の普及・啓発を目的として、飼育できなくなって処分される不幸な犬や猫を減少させるため、佐賀県が保護した犬猫を佐賀県譲渡センターで飼育し、新たな飼育者を募集し譲渡している。この譲渡された犬猫

が指定動物病院で不妊去勢手術を受けた場合、新飼養者が負担すべき費用の一部を佐賀県が助成しており、本会がその事業を受託し助成事業を実施する。

(3) 傷病野生鳥獣救護事業

佐賀県が実施している傷病野生鳥獣救護事業では、県民が保護した傷病野生鳥獣について会員動物病院において治療等を行い快復後に野生に戻している。これら事業の円滑化を図るため、事業実施に協力する。

(4) 福祉介護動物等医療助成事業

1) 福祉介護犬医療助成事業

「身体障害者補助犬法」で認定された盲導犬等の感染症の予防と健康管理・保持を図ることにより、視覚障害者等の社会参加を促進する目的で、ワクチン等予防接種、投薬、診療等の費用を助成する。

2) セラピー動物医療助成事業

セラピー動物は幼児施設、病院、障害者施設、高齢者施設等で入所者の心を癒し、命の大切さ等の豊かな心の醸成に貢献しており、このセラピー動物の感染症の予防と健康管理及び保持を図るため、予防接種等の費用を助成する。

(5) 学校飼育動物対策事業

小学校の動物飼育に対し、正しい動物の飼い方等を指導することにより、命の大切さ・動物愛護の情操教育の一助になるよう学校飼育動物対策委員会において、研修会・講習会等の実施や各地域の学校からの相談や支援の要請に対応する体制を推進する。また、本会や会員による電話相談窓口を開設しており、飼育動物の健康診断、診療、飼育指導の助言等を実施する。

(6) 被災動物救護活動事業

地震や豪雨など不測の災害が発生した場合において、被災動物救護活動の実施や現地救護本部等が行う被災動物の救護に関する業務等に応援、協力する。

1) 被災地の動物への保健衛生・医療支援や保護管理等の支援。

2) 災害の被災者が同行避難した被災動物について会員動物動病院における一時預かり。

3) 九州VMA T体制強化に向けた佐賀VMA T隊員養成のため講習会等への会員の派遣及びVMA T隊員による被災地への支援。

4) 県との災害時動物救護活動協定に基づく応援・協力。

3 家畜衛生及び畜水産業振興支援事業

畜産の振興並びに安全・安心な畜産物を安定的に生産・供給し、国民の食生活の向上に寄与するため次の事業に取り組む。

併せて、畜産関係団体、公衆衛生団体等と連携し、団体が推進する事業に協力・支援する。

(1) 畜産関係指導普及事業

公益社団法人佐賀県畜産協会が実施する家畜伝染性疾病的発生予防対策事業や畜産経営診断事業の推進に協力するとともに、佐賀県農業共済組合連合会が

実施する家畜共済事業に、本会が推薦した指定獣医師が従事し、家畜の損耗防止や安全・安心な畜産物の生産振興に寄与する。

また、畜産関係団体が実施する畜産共進会や各種講習会等に協賛し、家畜の改良増殖を始め、安全・安心な畜産物の安定供給を始めとした畜産振興を図る。

さらに、各種講習会を通じて獣医師の資質向上のための自己研鑽や情報の提供に務める。

（２）獣医公衆衛生指導普及事業

広く県民への食の安全の普及・啓発を目的として、食の安全・安心や食中毒の情報を提供するとともに、食品衛生や人畜共通感染症等に関する公開講座等を開催し、関係機関や佐賀県医師会等が実施する共通感染症等に係る事業に協賛する。

公２：学術の振興を目的とする事業

獣医師は、人と動物の共通感染症や動物特有の感染症の発生防止を通じて、人と動物が共生できる社会の構築を期待されており、獣医学術の研鑽・技術の向上は、国民への動物感染症の予防と公衆衛生の向上に寄与している。

本事業は、県内及び九州地区の獣医師および獣医療関係者を対象に実施するもので次の事業を実施する。

１ 獣医学術九州地区学会・大会等事業

獣医学術九州地区学会は、九州地区の獣医師および獣医療関係者を対象として研究発表や講演等による獣医療技術向上を通じた畜産の振興、公衆衛生の発展、動物の健康保持等に寄与することを目的として開催され、また、学会と同時に獣医学教育の充実や人材育成等を目的として九州地区大会が開催されており、本年度は、北九州市獣医師会が担当で開催されます。

さらに、日本獣医師会主催による獣医学術学会年次大会が全国の獣医師及び獣医療関係者の技術向上による畜産や獣医公衆衛生等の発展に寄与する目的で開催され、地区学会と同じ３分野学会の構成で地区学会の学会長賞の受賞者などが口演発表等を行い、全国各地で毎年１回開催され、本年度は東京都で開催されます。本会は、これら学会等での会員の発表や参加による会員相互の獣医療技術の研鑽及び人材育成に積極的に取り組む。

２ 講習会・研修会開催事業

会員の学術の研鑽と獣医療技術の向上並びに畜産の振興、公衆衛生の向上、動物愛護及び社会福祉の向上を目的に、産業動物部会、小動物部会、公衆衛生部会ごとに講習会・研修会を実施する。

人と動物の共通感染症等に係る医療の学術情報について、佐賀県医師会等からも提供を受け講習会等に活用する。

講習会・研修会には、九州各県・市獣医師会の会員及び畜産関係者・公衆衛生関係者にも出席を呼びかける。

Ⅱ 収益事業

収 1：獣医療証明書等頒布事業および保有資産賃貸事業

1 診療証明書等の作成頒布等事業及び保有資産賃貸事業

(1) 診療証明書等の作成頒布

獣医師法、獣医療法、薬事法等で診療の際に義務付けられている証明書について統一した様式を作成し頒布する。

(2) 保有資産の有効活用

保有資産の有効活用を図る。

Ⅲ その他の事業

他 1：会員相互扶助事業

会員の福利向上の充実を図り、本会の公益目的事業の円滑な推進に資するため次の事業を実施します。

1 親睦事業

会員相互の親睦・融和を図るため交流・懇親会を開催。

2 獣医事事業

獣医事に係る課題の検討、及び獣医事倫理の向上対策。

3 福利・研修事業

各種獣医師共済制度の照会・加入促進及び日本獣医師会や各県獣医師会および学会が開催する研修会等の参加案内。

4 学術奨励

日本獣医師会等が主催する学会での研究発表への奨励費等の交付。

5 慶弔

会員及び家族等への慶弔規程による給付。

6 表彰

表彰規程による功労会員への表彰、及び日本獣医師会会長表彰、九州地区獣医師会連合会会長表彰の推薦。

Ⅳ 法人業務及び関連する事業

1 獣医療体制整備について

県民の求める獣医療体制や本会の役割について、研究・整備を推進するため獣医療体制整備委員会において検討する。

2 本会の発展に係る事業の推進

(1) 行政機関、関係団体等が実施する事業への協力

(2) 各種情報の提供と出版物等の斡旋

(3) 要請活動の推進

(4) その他本会の発展に係る事業の推進